



発行 新潟県

第5号

平成25年1月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 53 県税の収納事務の委託（税務課）
- 54 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 55 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 56 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 57 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 58 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 59 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 60 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 61 非農用区域内に換地を定める土地の指定（農地整備課）
- 62 公共測量の終了通知（監理課）
- 63 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 64 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 65 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 66 都市計画の変更（都市政策課）

公 告

争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

教育委員会規則

- 1 免許状更新講習の受講等に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課）

正 誤

平成24年12月21日付け県報第99号告示第1492号中（農地計画課）



◎新潟県告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

平成25年1月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 委託を受けた者

- (1) 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
株式会社セディナ
- (2) 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社サークルKサンクス
- (3) 群馬県前橋市亀里町900
株式会社セーブオン
- (4) 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
- (5) 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

株式会社デイリーヤマザキ

(6) 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社ファミリーマート

(7) 東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

2 委託に係る県税の税目

新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)第4条第1項第9号に規定する自動車税

3 委託の期間

平成25年1月4日から平成27年12月31日まで

◎新潟県告示第54号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成25年1月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
田中 陽平	内科	国立病院機構新潟病院	柏崎市赤坂町3-52	H25.1.1	第15条第1項の医師に指定した
黒岩 巖志	内科	新潟県立小出病院	魚沼市日渡新田34	〃	〃
石澤 正博	内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
志倉 圭子	リハビリテーション科 小児科	長岡療育園	長岡市深沢町2278-8	〃	〃

◎新潟県告示第55号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成25年1月21日から平成25年2月18日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月18日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
新潟市 西蒲原土地改良区	田中新	農業用排水施設整備 (基盤整備促進)事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	燕市役所分水庁 舎	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第56号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、新潟市及び燕市の一部を受益地域とする県営次新地区区画整理(経営体育成基盤整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月18日

新潟県新潟地域振興局長

- 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成25年1月21日から平成25年2月18日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市西蒲区役所及び燕市役所分水庁舎

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第57号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営東谷地区農業用排水施設整備・区画整理（中山間地域総合整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月18日

新潟県長岡地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成25年1月21日から平成25年2月18日まで

3 縦覧に供する場所

長岡市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成25年1月21日から平成25年2月18日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	塩沢一日市	換地計画書の写し	南魚沼市役所

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営農業用排水施設整備・農業用道路整備・区画整理・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成25年1月21日から平成25年2月18日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 1月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	津南(岡1)	換地計画書の写し	津南町役場

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第60号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業に係る換地計画を定めたので、平成25年1月21日から平成25年2月18日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 1月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	三悠乙見江	換地計画書の写し	新発田市役所加治川庁舎

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第61号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業中之島中部地区に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成25年 1月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積㎡
長岡市	中野西	興野	200-1の内	田	900

◎新潟県告示第62号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年 1月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査二級水準測量)
- 2 作業期間 平成24年8月24日から平成24年12月21日まで
- 3 作業地域 南魚沼地域

◎新潟県告示第63号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成19年8月31日新潟県告示第1700号)を次のとおり解除する。

平成25年 1月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芦ヶ崎(1)地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦ヶ崎(2)地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島地区	中魚沼郡津南町大字外丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大割野地区	中魚沼郡津南町大字下船渡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正面(1)地区	中魚沼郡津南町大字下船渡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正面(2)地区	中魚沼郡津南町大字下船渡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋成本村地区	中魚沼郡津南町大字秋成	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
反里口地区	中魚沼郡津南町大字秋成	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第64号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年1月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
カルサ沢地区	中魚沼郡津南町大字大赤沢	次の図のとおり	土石流
風穴地区	中魚沼郡津南町大字赤沢	次の図のとおり	土石流
グミ沢地区	中魚沼郡津南町大字赤沢	次の図のとおり	土石流
別当地区	中魚沼郡津南町大字赤沢	次の図のとおり	土石流
芦ヶ崎(1)地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦ヶ崎(2)地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七郎沢地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	土石流
櫛乗沢地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	土石流
石黒川地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	土石流

オチ池沢地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	土石流
赤沢尻地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	土石流
スキー場沢地区	中魚沼郡津南町大字谷内	次の図のとおり	土石流
上の滝地区	中魚沼郡津南町大字秋成太田新田	次の図のとおり	土石流
下の滝地区	中魚沼郡津南町大字秋成見玉・太田新田	次の図のとおり	土石流
宮沢地区	中魚沼郡津南町大字秋成太田新田	次の図のとおり	土石流
平口川地区	中魚沼郡津南町大字秋成見玉	次の図のとおり	土石流
黒沢地区	中魚沼郡津南町大字秋成清水川原	次の図のとおり	土石流
中ノ沢地区	中魚沼郡津南町大字秋成清水川原	次の図のとおり	土石流
なめり沢地区	中魚沼郡津南町大字秋成清水川原	次の図のとおり	土石流
薪の木沢地区	中魚沼郡津南町大字秋成見倉	次の図のとおり	土石流
中ノ平沢地区	中魚沼郡津南町大字秋成中ノ平	次の図のとおり	土石流
小池地区	中魚沼郡津南町大字上郷宮野原小池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
出浦地区	中魚沼郡津南町大字上郷宮野原出浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朴木沢地区	中魚沼郡津南町大字上郷宮野原朴木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
逆巻(1)地区	中魚沼郡津南町大字上郷宮野原逆巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
逆巻(2)地区	中魚沼郡津南町大字上郷宮野原逆巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
百の木地区	中魚沼郡津南町大字上郷宮野原百ノ木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城ノ沢地区	中魚沼郡津南町大字上郷宮野原朴木沢	次の図のとおり	土石流
朴木沢地区	中魚沼郡津南町大字上郷宮野原朴木沢	次の図のとおり	土石流
沢口地区	中魚沼郡津南町大字上郷宮野原宮野原・逆巻	次の図のとおり	土石流
上の沢地区	中魚沼郡津南町大字上郷宮野原百ノ木	次の図のとおり	土石流
くらまん沢地区	中魚沼郡津南町大字上郷宮野原上加用	次の図のとおり	土石流
下沢地区	中魚沼郡津南町大字結束前倉	次の図のとおり	土石流
曲登沢地区	中魚沼郡津南町大字結束前倉	次の図のとおり	土石流

杉坂地区	中魚沼郡津南町大字結束 上日出山	次の図のとおり	土石流
横平川地区	中魚沼郡津南町大字結束 上日出山	次の図のとおり	土石流
小島地区	中魚沼郡津南町大字外丸 小島・巻下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大割野地区	中魚沼郡津南町大字下船 渡大割野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正面(1)地区	中魚沼郡津南町大字下船 渡正面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正面(2)地区	中魚沼郡津南町大字下船 渡正面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋成本村地区	中魚沼郡津南町大字秋成 秋成本村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
反里口地区	中魚沼郡津南町大字秋成 反里口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第65号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年1月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
カルサ沢地区	中魚沼郡津南町大字大赤沢	次の図のとおり	土石流
風穴地区	中魚沼郡津南町大字赤沢	次の図のとおり	土石流
別当地区	中魚沼郡津南町大字赤沢	次の図のとおり	土石流
芦ヶ崎(1)地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦ヶ崎(2)地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦ヶ崎(3)地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七郎沢地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	土石流
櫛乗沢地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	土石流
石黒川地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	土石流
オチ池沢地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	土石流

スキー場沢地区	中魚沼郡津南町大字谷内	次の図のとおり	土石流
上の滝地区	中魚沼郡津南町大字秋成 太田新田	次の図のとおり	土石流
下の滝地区	中魚沼郡津南町大字秋成 見玉・太田新田	次の図のとおり	土石流
宮沢地区	中魚沼郡津南町大字秋成 太田新田	次の図のとおり	土石流
黒沢地区	中魚沼郡津南町大字秋成 清水川原	次の図のとおり	土石流
中ノ沢地区	中魚沼郡津南町大字秋成 清水川原	次の図のとおり	土石流
なめり沢地区	中魚沼郡津南町大字秋成 清水川原	次の図のとおり	土石流
薪の木沢地区	中魚沼郡津南町大字秋成 見倉	次の図のとおり	土石流
中ノ平沢地区	中魚沼郡津南町大字秋成 中ノ平	次の図のとおり	土石流
逆巻(1)地区	中魚沼郡津南町大字上郷 宮野原逆巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
逆巻(2)地区	中魚沼郡津南町大字上郷 宮野原逆巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢口地区	中魚沼郡津南町大字上郷 宮野原宮野原・逆巻	次の図のとおり	土石流
上の沢地区	中魚沼郡津南町大字上郷 宮野原百ノ木	次の図のとおり	土石流
くらまん沢地区	中魚沼郡津南町大字上郷 宮野原上加用	次の図のとおり	土石流
下沢地区	中魚沼郡津南町大字結束 前倉	次の図のとおり	土石流
曲登沢地区	中魚沼郡津南町大字結束 前倉	次の図のとおり	土石流
杉坂地区	中魚沼郡津南町大字結束 上日出山	次の図のとおり	土石流
横平川地区	中魚沼郡津南町大字結束 上日出山	次の図のとおり	土石流
小島地区	中魚沼郡津南町大字外丸 小島・巻下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大割野地区	中魚沼郡津南町大字下船 渡大割野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正面(1)地区	中魚沼郡津南町大字下船 渡正面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正面(2)地区	中魚沼郡津南町大字下船 渡正面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋成本村地区	中魚沼郡津南町大字秋成 秋成本村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
反里口地区	中魚沼郡津南町大字秋成 反里口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年1月18日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 村上都市計画道路
- 2 名称 1・5・4号 朝日山北幹線道路

公 告

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長村越朋から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成25年1月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 要求事項
病棟再編、人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求
- 2 期 間
平成25年1月19日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

教育委員会規則

免許状更新講習の受講等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 1月18日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

新潟県教育委員会規則第1号

免許状更新講習の受講等に関する規則の一部を改正する規則

免許状更新講習の受講等に関する規則（平成21年新潟県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（免許状更新講習の免除対象者） 第4条 （略） 2・3 （略） 4 施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する表彰等は、次の各号に掲げる表彰であって、有効期間の満了の日又は修了確認期限までの10年の間に表彰されたものとする。 (1) (略) (2) 新潟県若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の教育委員会又は私立学校関係団体が実施する表彰のうち、前号に掲げる表彰に準ずる表彰として別に定めるもの	（免許状更新講習の免除対象者） 第4条 （略） 2・3 （略） 4 施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する表彰等は、次の各号に掲げる表彰であって、有効期間の満了の日又は修了確認期限までの10年の間に表彰されたものとする。 (1) (略) (2) 新潟県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の教育委員会が実施する表彰のうち、前号に掲げる表彰に準ずる表彰として別に定めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



平成24年12月21日付け新潟県告示第1492号（土地改良区役員の就任及び退任届）中

ページ	行	誤	正
6	23	小林 伊和	小林 伊和男